

東京都立大学日本人学生等の経済的理由等による授業料減免取扱要綱

17 首都大学学第 2 号
制定 平成 17 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都立大学学則（平成 17 年度法人規則第 48 号）第 60 条第 3 項及び東京都立大学大学院学則（平成 17 年度法人規則第 49 号）第 38 条第 2 項の規定に基づき、授業料の減額及び免除（以下「減免」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(31 公大首学学第 420 号・一部改正)

(31 公大首学学第 480 号・一部改正)

2 前項の規定にかかわらず、留学生の減免に係る第 3 条から第 8 条までの事項については、別に定めるところによる。

(26 公大首学学第 577 号・全面改正)

(減免することができる金額の総額等)

第 2 条 減免することができる金額の総額は、年度ごとに、授業料収入の範囲内で理事長が定める。

2 本要綱により減免することができる金額は、前項の規定に基づいて定めた額に 100 分の 82.13 を乗じた額とする。

3 減免は、年度の前期については前項の規定に基づいて定めた額の 2 分の 1 の範囲内において、後期についてはその残余の額の範囲内において実施する。

(25 公大首学学第 587 号・一部改正、26 公大首学学第 577 号・全面改正)

(減免の対象学生)

第 3 条 減免を受けることができる者は、東京都立大学の正規学生であり、かつ、日本国籍を有する者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者等又は出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）による永住の許可を受けている者等のうち、次の各号の一に該当する者とする。

(31 公大首学学第 480 号・一部改正)

(1) 経済的理由により授業料の納付が極めて困難である以下のいずれかに該当する者

ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護世帯に属する者又は大学進学に伴い保護世帯から世帯分離した者（ウの該当者を除く。）

イ 生業不振又は失業等のため世帯の生計が困難である者（ウの該当者を除く。）

ウ 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）に基づく日本

学生支援機構の給付奨学生

(2) 特段の事情に基づく以下のいずれかに該当する者

ア 申請に係る授業料納付期限の日から遡って6月以内（入学初年次生については1年以内）に、本人又は学資負担者の住居が災害により全壊又は半壊したことにつき市町村長の証明を受けた者（ただし、同一の証明を理由とする減免は1回限りとする。）

イ その他学長がやむを得ない事情があると認めた者

(25 公大首学学第 587 号・31 公大首学学第 420 号・一部改正)

2 前項（第1号ウを除く。）の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は対象としない。

(1) 留年者

(2) 成績不振者

(3) 休学者

(4) 停学者

(5) 学士入学者、転学者、再入学者、所属変更者等過去に現在の学年次と同一の学年次に半期以上在籍していたことがある者（本学以外の大学又は大学院における在籍を含む。）

(6) その他減免の合理的理由に乏しい事情の者

(26 公大首学学第 577 号・全面改正、31 公大首学学第 420 号・一部改正、4 都立大管学生第 445 号・一部改正)

(減免の申請)

第4条 減免を受けようとする学生は、年度の前期と後期の学期ごとに、減免の決定を受けなければならない。

2 減免を受けようとする学生は、学長があらかじめ定めた申請期限までに前項の決定の申請をしなければならない。ただし、当該期限後に学資負担者が死亡する等のやむを得ない理由が生じたために減免を受けようとする学生については、当該学期の授業料納付期限の日の前日まで申請することができる。

3 前項の申請は、授業料減免・分納申請書又は授業料等減免の対象者の認定・認定継続に関する申請書に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 申請者本人の属する世帯の世帯員数が判断できる書類

(2) 申請者本人の属する世帯の世帯員全員の所得を証明する書類

(3) 申請理由又は特段の事情を証明する書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施細目で定める書類

(31 公大首学学第 420 号・一部改正)

4 前期に係る申請について、前項の(1)(2)(3)(4)の書類を添付する。ただし、当該前年度の

後期に減免を承認された者は、経済状況の審査基準に該当する事項に変動のない場合に限り、前項の(2)の書類の添付を省略することができる。

後期に係る申請について、当該年度の前期に減免を承認された者は、家庭状況等の審査基準に該当する事項に変動のない場合に限り、前項の(2)(4)を添付することとし、(1)(3)の書類の添付を省略することができる。

5 第2項の申請は、減免を受けようとする学生が行う。ただし、当該学生が病気又は研究のための出張等のやむを得ない理由により申請できないときは、代理人がこれを行うことができる。

6 第2項の申請をした者は、納入猶予申請があったものとみなす。

(26 公大首学学第 577 号・全面改正、31 公大首学学第 420 号・一部改正、4 都立大管学生第 445 号・一部改正)

(減免の決定)

第5条 前条第1項の決定は、学長が行う。

(30 公大首学学第 461 号・一部改正)

2 前項の決定は、次条で定める基準に従い、減額、免除又は不承認とする。

3 減免の額は、申請に係る学期分の授業料について、減額にあつては納付すべき額の半額とし、免除にあつてはその全額とする。

4 学長は、第1項の決定をした時は、申請者又は保証人に郵送により結果を通知する。この場合において、授業料の納付を必要とする者に対しては、通知書に納付期限を付するものとする。

(26 公大首学学第 577 号・全面改正)

(減免の審査基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者については、免除とする。

ア 第3条第1項第1号ア又はウに該当する者

イ 第3条第1項第2号アに該当する者

(31 公大首学学第 420 号・一部改正)

2 第3条第1項第1号イ又は同項第2号イに該当する者については、減額又は免除とする。この場合において、減免の決定は、別添1に定める基準(以下「別添基準」という。)に従い、世帯員全員の総所得額を所得基準額(別添基準第6項に定めるところにより収入基準額に100分の40を乗じて得た額をいう。以下同じ。)に当てはめることにより行うことを原則とする。

(31 公大首学学第 420 号・一部改正)

3 前項の規定にかかわらず、当該学期に実施しようとする減免の総額が第2条第3項により算出される減免をすることができる額(以下「減免限度額」という。)を超えることとなる場合には、当該減免限度額に達するまで、前項の規定により免除に該当すること

となる申請者（総所得額を算出し難い事情があると認められる者を除く。）について、算出した総所得額と所得基準額との差を申請者の世帯員数で除した額が小さい申請者から順次減額へ変更して調整する。

- 4 前2項に定める総所得額は、申請時の最新の課税証明書により審査する。ただし、最新の課税証明書により難い事情がある場合には、この限りではない。

(26 公大首学学第 577 号・全面改正、4 都立大管学生第 445 号・一部改正)

(取消)

第7条 学長は、減額又は免除の決定を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、東京都立大学学生委員会の議を経てその決定を取り消すことができる。

(30 公大首学学第 461 号・一部改正)

(31 公大首学学第 480 号・一部改正)

- (1) 当該年度の途中において減免の理由を失った場合
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により決定を受けた場合

(26 公大首学学第 577 号・全面改正)

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

(26 公大首学学第 577 号・全面改正)

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 28 日 25 公大首学学第 587 号)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 1 月 27 日 26 公大首学学第 577 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 28 日 30 公大首学学第 461 号)

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 1 月 30 日 31 公大首学学第 420 号)

この要綱は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 27 日 31 公大首学学第 480 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 1 日 4 都立大管学生第 445 号)

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別添1（第6条関係・減免の審査基準）

- 1 申請者の世帯の総所得額は、世帯員全員の総収入額から、必要経費及び特別控除額を控除した額とする。ただし、申請者が給付型の奨学金を受給している場合には、1年間の受給額をこれに加えたものを総所得額とする。
- 2 1にいう総収入額とは、各世帯員が1年間に得た金銭・物品などをいう。
- 3 臨時的所得（退職金、退職一時金、保険金、資産譲渡による所得及び山林所得）は、総所得額に含めない。ただし、当該所得によって、経常的に生計の資を得ていると認められる場合は、その限りではない。
- 4 必要経費の控除は、給与所得及び事業所得について行うものとし、それぞれ次の額を控除する。
 - (1) 給与所得（俸給、給料、賃金、報酬、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。））については、申請に係る年度の前年度12月1日時点における独立行政法人日本学生支援機構の業務方法書（以下「業務方法書」という。）の別表第2（備考を除く。）により控除額を算定する。この場合において、申請に係る世帯において最も給与所得の額が多い世帯員については別表第2の表（A）を、それ以外の世帯員については別表第2の表（B）を適用し、それぞれ控除額を算定する。また、同一人で2つ以上の収入源があり、いずれも給与所得の場合は、当該給与所得の額を合算した額により、控除額を算定する。
 - (2) 事業所得（給与所得、臨時的所得以外の所得）については、必要経費を控除する。
- 5 特別控除額は、業務方法書の別表第3中「奨学金の貸与を受ける者」を「授業料減免を受けようとする者」に読み替えた上でこれによる。ただし、別表第3の備考については1及び2のみを適用し、同表「B 奨学金の貸与を受ける者」の部に定める「授業料年額」の加算は行わない。
- 6 申請者の世帯の総所得額が、当該世帯の業務方法書の別表第1区分の項に定める世帯人員の数に応じて、同表「省令第21条第2項第2号の収入基準額」の部「大学・専修学校の専門課程」の款各項に定める収入基準額に100分の40を乗じた額（以下「当該額」という。）以下の場合には免除とし、当該額を超えて同表「省令第22条第2項第2号の収入基準額」の部「月額第二種奨学金のみの場合」の款各項に定める収入基準額に100分の40を乗じた額以下の場合には減額とする。
- 7 所得基準額の算定に当たって、1万円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。総所得額の算定に当たって、収入金額において1万円未満の端数があるときはこれを切り捨て、控除額において項目ごとに1万円未満の端数があるときはこれを四捨五入する。